

こんなとき、どうする? お引っ越しのとき

✓ 引っ越し手続きチェックシート

転入・転居・転出するときの主な手続き書類をまとめました。「異動する本人・本人と同世帯の人」以外が届け出をするときは、委任状が必要です。※その他の手続きも必要となる場合があります

【市民課】 ☎ 216-1221 ☎ FAX) 224-8959 各支所の市民課・総務市民課 (市民サービスステーションでは手続きできません)

● 転入するときは(他市区町村から鹿児島市へ)

- 転出証明書(住んでいた市区町村役場で発行)かマイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カード
- 本人確認書類(運転免許証など)
- 印鑑(朱肉を使うもので認印も可)
- マイナンバーカード(個人番号カード)
- 在学証明書と教科用図書給与証明書(市立の小・中学校に通う子どもがいるとき)
- その他(持っている人のみ)
年金手帳、身体障害者手帳、後期高齢者医療負担区分等証明書、療育手帳、介護保険受給資格証明書(要介護認定を受けている人)、健康保険証(児童手当、医療費助成を受けられる人)、在留カードか特別永住者証明書(外国人住民のみ)、住民基本台帳カード

新しい住所に住んだ日から

14日以内に

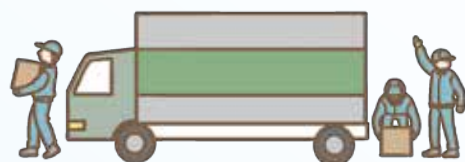
届け出てください

※引っ越し前の届け出はできません



● 転居するときは(鹿児島市内間の住所変更)

- 本人確認書類(運転免許証など)
- 印鑑(朱肉を使うもので認印も可)
- マイナンバーカード(個人番号カード)
- 在学証明書と教科用図書給与証明書(市立の小・中学校に通う子どもの校区が変わるとき)
- その他(持っている人のみ)
国民健康保険証、敬老パス、友愛パス、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、こども医療費受給者証、母子・父子家庭等医療費助成金受給者証、身体障害者手帳、療育手帳、重心医療費受給資格証、住民基本台帳カード(顔写真付きのもの)、在留カードか特別永住者証明書(外国人住民のみ)



● 転出するときは(鹿児島市から他市区町村へ)

- 本人確認書類(運転免許証など)
- 印鑑(朱肉を使うもので認印も可)
- その他(持っている人のみ)

国民健康保険証、敬老パス、友愛パス、友愛タクシー券、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、こども医療費受給者証、母子・父子家庭等医療費助成金受給者証、重心医療費受給資格証、印鑑登録証

※届け出終了後、転出証明書をお渡ししますので、新しい住所地の市区町村役場に転入の届け出をしてください

新しい住所に住む日の

14日前から
受け付けています



・住居表示を実施している区域に建物を新築したときは、土地利用調整課で新しい住所の設定の手続きをしてから、住所異動の手続きを行ってください